第六条の七中「第五条の十一第一項」を「第二十条第一項」に、「別記様式第七号の六」を「別記様式第二十二号」に改め、同条を第二十三条とする。

第六条の六中「別記様式第七号の五」を「別記様式第二十一号」に改め、「戸籍抄本」の下に「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」を加え、同条を第二十二条とする。

第六条の五中「別記様式第七号の四」を「別記様式第二十号」に改め、同条を第二十一条とする。

第六条の四中「別記様式第七号の三」を「別記様式第十九号」に改め、同条を第二十条とする。

第六条の三第一項中「第五条の三第二項第二号及び第六条の四第三号」を「第九条第二項第二号及び第二十七条第三号」に、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同条第二項中「第五条の三第二項第三号及び第六条の四第四号」を「第九条第二項第三号及び第二十七条第四号」に改め、同項第一号ロ中「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同条第三項中「第五条の三第二項第四号及び第六条の四第五号」を「第九条第二項第四号及び第二十七条第五号」に改め、同条第四項中「第五条の三第二項第五号及び第六条の四第六号」を「第九条第二項第五号及び第二十七条第六号」に改め、同条を第十九条とする。

第六条の二中「第四条の三第二項」を「第四条の四第二項」に、「別記様式第七号又は第七号の二」を「別記様式第十六号又は第十七号」に、「別記様式第七号の二の二」を「別記様式第十八号」に改め、同条を第十八条とする。

第六条第一項中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」に、「第四条の二第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「別記様式第五号」を「別記様式第十二号」に改め、同条第二項中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第五条の二を第十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（認知機能検査）

第十四条　法第四条の三第一項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の検査（以下「認知機能検査」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　認知機能検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること。

二　十六の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後に当該物の名称を記述させること。

三　時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること。

（認知機能の低下の状況を判断する基準）

第十五条　法第四条の三第二項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が三十六以上であることとする。

$$7.731+0.641\times A-0.523\times B-0.315\times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　第十四条第一号に掲げる方法により記述された事項について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一　記述された年と認知機能検査を行った時の年との差に相当する年数に十を乗じて得た数値（記述された元号が認知機能検査を行った時の元号と異なる場合にあつては、六十とする。）（ただし、算出する数値の上限は、六十とする。）

二　記述された月と認知機能検査を行った時の月との差に相当する月数に五を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三十とする。）

三　記述された日と認知機能検査を行った時の日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、十五とする。）

四　記述された曜日と認知機能検査を行った時の曜日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三とする。）

五　記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数を三十で除して得た数値（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）（ただし、算出する数値の上限は、五とする。）

B　第十四条第二号に掲げる方法により記述された物の名称が正しく記述された場合に当該正しく記述された物の数に一を乗じて得た数値

C　第十四条第三号に掲げる方法により描かれた図画について、次に掲げるところにより算出した数値の総和

一　一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）

二　数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一

三　一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一

四　二の針が描かれている場合には、一

五　指示された時が表示されている場合には、一

六　指示された分が表示されている場合には、一

七　指示された時及び分が表示されている場合であつて、時針が分針よりも短く描かれているときには、一

（認知機能検査の実施期間等）

第十六条　法第七条の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする者に対する認知機能検査は、当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間に行うものとする。

2　次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

一　法第四条の規定による許可を受けようとする者　当該許可に係る銃砲所持許可申請書を提出した日以後

二　法第七条の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする者　当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間

第五条第一項中「第二条第二項若しくは第三条第二項、第五条第二項又は第五条の七第二項」を「第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十八条第二項第一号若しくは第二号」に改め、「規定する者」の下に「（以下この条において「推薦者」という。）」を加え、「又は第五条の二第二項第一号若しくは第四項第二号」を「、第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項」に、「別記様式第六号の二」を「別記様式第十五号」に改め、同条第二項中「令第二条第二項若しくは第三条第二項、第五条第一項又は第五条の七第二項に規定する者は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項又は第五条の二第二項若しくは第四項第二号の規定による」を「推薦者は、前項の」に改め、同条第三項中「令第二条第二項若しくは第三条第二項、第五条第二項又は第五条の七第二項に規定する者は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号又は第五条の二第二項第一号若しくは第四項第二号の規定により」を「推薦者は、第一項の」に改め、同条第四項中「第五条第二項」を「第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号」に、「空気銃又は猟銃の所持の許可」を「猟銃の所持の許可又は年少射撃資格の認定」に改め、「空気銃の所持の許可を受けている者にあつては十八歳に、」を削り、「猟銃の所持の許可を受けている者」の下に「（令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く。）」を加え、「第十一条の六第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に改め、同条を第十二条とする。

第四条の二第一項中「第四条の二第二項」を「第四条の二第三項」に改め、同項第二号中「別記様式第五号」を「別記様式第十二号」に改め、同項中第十号を第十四号とし、第七号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第五号に掲げる者」の下に「、法第四条第一項第五号の二に掲げる者のうち第五条の二第六項の政令で定める者から推薦された者」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、「第五条の二第二項第一号」の下に「若しくは第三項第一号」を加え、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　法第四条第一項第四号若しくは第五号の二に掲げる者については、前条第一項に掲げる医師の診断書